

議会運営委員会

令和4年12月15日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
大森恒太郎
伴 議 長

○溝部真紀子
嶋田 善行

齋藤 文夫
奥村 容子

2. 欠席委員

坂口 徹

3. 理事者出席者

総 務 部 長 西巻 昭男

4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、坂口委員から欠席の通告を受けております。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。各常任委員会に付託されました町長提案13議案はいずれも満場一致で可決すべきものと決しております。また、陳情第1号は満場一致で趣旨採択すべきものと決しております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきたいと思ひます。討論等を予定されている議案、あるいは、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思ひますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ、討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

①の付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。追加日程1. 発議第8号 インボイス制度の導入延期を求める意見書については、議員発議で意見書が提出されるものです。次に、追加日程2. 研修会への参加派遣についてですが、令和5年1月12日の「令和4年度奈良県町村議会議長会全議員研修」について、参加派遣計画書にあげております。

現在までに追加提案を予定されているものはこの2件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

それでは、議員提案の予定は、現時点では、この他にはないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

(1) 令和4年第5回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務

おはようございます。それでは、次期定例会の日程案につきましてご説明

局長

をさせていただきます。

お手元の日程表（案）をご覧ください。2月28日（火）を初日とし、3月24日（金）を最終日とする、会期25日間の案をお示ししております。まず、3月1日は、県立高校の卒業式が予定されており、町長と教育長が法隆寺国際高校の卒業式に招待される予定でありますことから、2月28日（火）を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月1日（水）、2日（木）は休会、3日（金）は一般質問1日目、4日（土）、5日（日）は休会、6日（月）は一般質問2日目、一般質問と予算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけられたいというご意見をいただいておりますので7日（火）は休会とし、8日（水）から10日（金）に予算審査特別委員会、11日（土）から13日（月）は休会、14日（火）は建設水道常任委員会、15日（水）は厚生常任委員会、16日（木）は総務常任委員会、17日（金）から19日（日）は休会、20日（月）は議会運営委員会、そして21日（火・祝）から23日（木）までは休会とし、24日（金）を最終日とする、会期25日間の案でございます。

また、3月15日は中学校の卒業式、3月20日は小学校の卒業式が行われます。仮に、今年と同様の形といたしましても、町長は出席されますので、委員会の開会時間を午後1時30分からとしております。

以上、次期定例会の日程についてのご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

事務局長の説明では23日、休会になってて、この表ではなんのあれも示されておきませんので、なんかあるのかなと思って。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務局長

大変申し訳ございません。こちらは資料の欠落でございますので、訂正させていただきます。休会でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、3月定例会の日程は、お手元の日程案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長のほうからほかになんか報告等ありますか。

(な し)

委員長 総務部長には、ほかの公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時04分 休憩)

(午前9時05分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。資料1について、事務局より説明をお願いします。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長 11月21日の議会運営委員会で内容をご確認いただきました、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例(案)は、法令担当課に確認いただいたう

えで、12月6日に奈良地方検察庁に協議の申請を行いましたので、ご報告いたします。

本日は、資料の斑鳩町議会の個人情報保護に関する条例施行規程（例）についてご確認いただきます。9月21日の委員会で、全国町村議会議長会より送付された規定（案）を資料として配布しておりましたが、11月28日に全国議長会より修正版が送付されてきました。この修正を反映させたい、斑鳩町議会版に修正した内容を本日お手元にお配りしております。

規程の内容は、条例に記載の議長が定めるものや、その定めるところについて詳細を定めたり、条例に記載の書面を具体的に示したりしております。内容については、書式を含めまして、ご確認いただき、気になる点等がございましたら、ご指摘いただければと存じますのでお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、規程案の説明とさせていただきます。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、この規程（案）について、ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 こんだけのもの今すぐ読んでとするのは、ちょっと難しいかなと思いますので、これから後に読んで、また質疑等あれば、次回の議運でさせていただきたいと思いますが。

委員長 ほかの委員さんも同じような形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、規程（案）の内容につきましては、書式を含めてご確認いただき、気になる点等ございましたら、2月の議会運営委員会までに事務局のほうにお知らせいただき、当日も質疑等があればお受けしたいと思います。

それでは、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応については、以上で終わります。

次に、②動議の取り扱いについてを議題とします。

11月の委員会では、修正動議について確認をしました。今回は、委員会

での修正動議の影響について、詳しく確認をさせていただきたいと思
います。本日、資料2を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。
佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは資料2修正動議についてをご覧ください。本日は、委員会での修
正動議の影響についてお話させていただきたいと思えます。

まず、1ページ目でございます、委員会での修正動議が可決すべきと決し
た場合（討論ありの場合）をご覧ください。

本会議の最終日に、委員長名で修正案を提出したうえで、委員長が、委員
長報告の中で修正案の内容を説明し、「議案第〇号については、修正動議が
提出され、質疑・討論のあと、採決した結果、賛成多数で修正案を可決すべ
きものと決しました。また、修正議決した部分を除く原案について採決した
結果、議案第〇号の修正部分を除く原案については、賛成多数で可決すべ
きものと決したことを報告します」と報告されます。

その後、矢印の下でございます、順に採決されますが、この議案になった
ところで、議長から「議案第〇号についての委員長報告は、修正案に可決、
修正部分を除く原案について可決ですが、討論の申し出があります。これよ
り、原案と修正案について、一括して討論を行います」と宣告されます。

修正案については、すでに委員長報告で説明されていますので、修正案に
ついての提案説明、質疑はありません。討論は、原案賛成の意見、原案及び
修正案に反対の意見、原案賛成の意見、修正案賛成の意見の順に行います。
討論終結後、議長から「本案については賛否両論です。よって、これより採
決を行います。まず、委員長報告どおり修正案に賛成の議員の起立を求めま
す。」と採決され、賛成多数のときは、修正案が可決され、さらに修正議決
した部分を除く原案について採決される流れです。なお、修正案が否決され
た場合は資料3ページの星印の流れとなり、原案について採決されます。

それでは、次に2ページをご覧ください。2ページと3ページなんですけ
れども、これは委員会での修正動議が、否決となった場合についてです。

そしてまず2ページの①は、委員会で否決された動議を、本会議には提出
されなかった場合です。この場合は、委員長から、「議案第〇号については、
修正動議が提出され、質疑・討論のあと、採決した結果、賛成少数で修正案

を否決すべきものと決しました。その後、原案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決したことを報告します」と委員長報告されますが、その後の進行は、ほぼ通常通りの議案の議事進行となります。

次に、資料3ページの②委員会で提出された動議を、本会議でも提出された場合です。これがもし委員会で提出された動議と異なる内容の動議であっても、議事の流れは同じですので、あらかじめご了承ください。

まず、委員長から「議案第〇号については、修正動議が提出され、質疑・討論のあと、採決した結果、賛成少数で修正案を否決すべきものと決しました。その後、原案について、採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決したことを報告します」と委員長報告されます。

その後、順に採決されますが、この議案になったところで、議長から、「議案第〇号については、委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しておりましたが、お手元に配布しました修正動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて一括議題とします」と、動議の提出について宣告されます。

その後、修正動議の提案説明、質疑が行われます。委員会で修正案が可決になった場合には、提案説明と質疑がありません。修正動議の提出が必要であることに加えて、修正動議の提案説明、質疑がある点が、委員会での審議結果により本会議の議事運営が大きく異なるところです。

質疑の後、討論は、原案賛成の意見、原案及び修正案に反対の意見、原案賛成の意見、修正案賛成の意見の順に行います。

その後、資料に記載の順に表決が行われます。表決の順については、11月の委員会でもご説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

以上が、資料2 委員会での修正動議の影響についての説明です。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたことについて、質疑等があれば、お受けしたいと思います。

(な し)

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時15分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長

再開します。

今日、この影響について確認していただいて、もともといろいろ議論があった、委員会で否決となった修正論議の対応については、スケジュールでいうと、2月の当委員会でまた審議を予定しておりますが、今日のところは、これをご確認いただいたということで終わっておいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

特に質疑等がなければ、以上で終わっておきたいと思います。

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。

11月の委員会では、閉会中の委員会等で行ってもよい、確認のための質疑について協議しました。この件については、次期定例会に議案として提出される案件について、閉会中の委員会で、それにかかわる報告を受ける際には、その場で質疑を受けるのではなく、次期定例会に議案として上程された後に質疑をしていただくことを委員長から委員にお願いし、当日は、その件に関して質疑を受けないという方向で、整理をしていくこととし、次回以降の当委員会で改めて検討することを確認して終わっておりました。

このことについて、改めて、ご意見があれば、お受けしたいと思います。特にございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、この方向で確認をしたいと思うんですけども、以前に、斎藤委員から、そうした慣例等について文書化できるものはしてほしいと、そのほうがわかりやすいというご意見を受けてましたけども、今回のこのまとめについて、改めて要覧の方に整理させていただいてはどうかというふうと思うんですけど。文書として残すことについて、それがいいとか悪いと

かということも、ご意見いただければなあというふうに思うんですが。

いかがでしょうかね。特にまた改選がありますんで、新しい議員さん来られたりしたら、この間やってきた流れも、よくわからないでしょうし、新しい運営等についても、文書があった方が分かりやすいかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 文書で残していただいて結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしたら要覧の方に整理をさせていただくということで、また文書案の方、次回の委員会までに作って、お示しさせていただきたいと思いますので、そういう形でよろしくお願いします。 伴議長。

議 長 その件はその件であれですねんけど、この議案の事前の審査についてですけど、これずっと勉強させていっていただいて、今回の12月の定例会中でも、委員会等で、さきの、たぶん3月になろうかというような説明が何点かあったと思います。たぶん3月に議案として出るとか、議案でなくても、いろいろ承認とか同意とか、そんな形が出るん違うかと。そういうようなケースの場合はもう全部質疑もオッケー、そしてまた勉強会を開くということもオッケーで、それでよかったんですな。事前の、11月の閉会中の委員会に対して12月ならあれですけど、この11月でも12月でも、もし先の、次の定例会の分に関しては、基本的には大丈夫という考えでええわけですね。
暫時休憩します。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時20分 再開)

委員長 再開します。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 事前審査とされておりますのは、議案が上程されるとわかった時から議案上程までの間とされておりますので、例えて申しますと、3月議会に上程予定の議案は、2月の半ばの議員懇談会で、当町の場合はどのような議案が上程される予定ということが発表されますので、2月の議員懇談会から3月議会の初日まで、こちらの間が、事前審査の対象となってくるわけでございます。ですので、3月上程されるであろう予測される議案が、それよりも前に、例えば12月の委員会で、理事者から説明されましたとしましたときには、それは委員会の所管調査といたしまして、質疑等、例えば意見もどんどん出していただいで結構かと思えます。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、閉会中の委員会等で、次期定例会に上程予定の議案に関する報告がされた場合は、その場で質疑を受けるのではなく、次期定例会に議案として上程された後に質疑をしていただくことを、委員長から委員にお願いし、当日は、その件に関しては質疑を受けないという方向で、整理をしていくということですが、こちらについては文書として残すため、要覧を整理させていただくということで、確認しておきたいと思えます。

次に、12月の検討事項である、予算上程時の一般質問について、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 予算上程時の一般質問についてです。

会期中に提出されている議案についての一般質問は行わないこととされておりますが、3月議会には当初予算案が提出され、広くとらえれば全て町政にかかわることが質問できないという考えもございませう。

この際ですので、議会運営委員会でのご確認をお願いしたいと思います。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑ご意見等

あればお受けしたいと思います。

こちらについてはその制限を例えば行うということになると、一般質問は、3月議会はできないというふうになってしまいますが、一応検討のテーマとして、そういうところを全国的にやっているところもありますので、厳密に事前審査を行わないということで一般質問をしないというふうにするのか、いやいやそうではなく、今までどおり、一般質問は一般質問として受けていくというふうにするのか、この2択になるかなと思うんですけど。

嶋田委員。

嶋田委員 一般質問は町政に関する全般的な質問ととらえていますので、別段してもいいのではないかなと、このように思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

今、嶋田委員からご意見出たように一般質問を受けていくという、今まで通りでいいんじゃないかということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。 伴議長。

議長 一般質問について、予算と限らずに将来、5年先、10年先の質問をされる、またする場合っていうのもありますし、また、うまく、次の委員会の質疑を深めるためっていうか、そういう質問を有りやという感じがしますんで、やっぱり、これはやっていくメリットっていいですか、そういうものもあると私も考えます。以上です。

委員長 そうしましたら、3月議会の一般質問については、事前審査というとらえ方ではなく、町政全般、また将来にわたる町政についての質問も含まれているということで、一般質問は、これまでどおり行っていくということで、確認をしておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 2月の委員会では、委員会で説明予定の事項の一般質問について、確認を

していくということで終わっておきます。

1の協議事項については以上で終わります。

次に、その他について、各委員から質疑等があればお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長

そしたら私の方から1点だけ提起をさせていただきたいと思うんですけど、今議会で、陳情書が厚生常任委員会に付託をされ、趣旨採択という形で結論付けられていますけども、趣旨採択というものの理解について、いろいろ難しい問題があると思いましたんで、また今後、議会運営委員会の検討テーマとして扱っていったらどうかなというふうに思いましたので、改選後になりますんで、私も含めて、同じメンバーでできるかどうかわかりませんが、提案だけさせといていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

議長から、ございませんか。

(な し)

委員長

事務局から、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午前9時29分 閉会)